

デジタル化による医療従事者の働き方改革推進事業委託業務 公募型プロポーザル説明書

1 趣旨

令和3年5月、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」が公布され、令和6年4月より、医師の時間外労働時間上限規制が適用されます。また、新型コロナウイルス感染症により医療従事者の業務負担が増加しており、医療機関における人材不足やそれに伴う医療サービス維持への懸念などが喫緊の課題となっています。

こうした課題への対応の一つとして、デジタル技術の活用による医療従事者の業務効率化を検証するため、医療機関においてITツールを試験的に導入し、医療従事者の業務量調査、分析等の実証実験を行い、課題の抽出及び改善策の提案を行う本業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定します。

2 業務概要

(1) 名称

デジタル化による医療従事者の働き方改革推進事業委託業務

(2) 業務の内容

別添「デジタル化による医療従事者の働き方改革推進事業委託業務 仕様書」に記載のとおり

(3) 委託料上限額

19,853 千円（うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

(4) 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

3 参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県の物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者名簿に登録している者で、参加申込書提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置の期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

- (5) 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかった者とみなす。
- (6) 役員等（非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (7) 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (8) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

4 提出書類

プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の書類を作成して提出してください。

なお、責任の所在を明確にする観点から、共同提案は受け付けません。

- (1) 参加申込書（様式 1）の提出———正 1 部
- (2) 企画提案書の提出—————各正 1 部 副 5 部

ア 企画提案書

○表紙（様式 2）

○実施体制、事業計画及び個人情報保護等情報管理体制（様式 3）

①業務目標達成のための実施体制

以下について記載すること。

- ・業務実施体制、実施内容、担当者等の役割分担を具体的に提案し、業務を安定的に実施できる体制図を付すこと。
- ・医療機関におけるデジタル技術を活用した実証実験について、院内業務への影響を最小限となるよう配慮すること。また設備導入等にあたり新型コロナウイルス感染症に配慮すること。
- ・実際に I T ツールを活用する医療従事者が利用方法を理解するための機会を設けること。

②事業計画

以下について記載すること。

- ・実証実験のために調達する I T ツールの機能
- ・実証実験の具体的な方法と目的
- ・実証実験の実施によって得られるデータ等の活用方法（データの取得計画、活用計画、分析計画）

③個人情報保護等情報管理体制

以下について記載すること。

- ・個人情報等の管理上の対策（運用上の仕組みやルール作り）
- ・個人情報等の保護に関する従業員への研修内容、研修計画

イ 見積書（様式任意）

ウ 事業者の概要がわかる資料（様式4）

(※) 上記ア～ウの企画提案書等については、原本以外は提案者を特定することができる内容の記述（社名、印鑑、ロゴマーク、コーポレートカラー等）を記載してはいけません。記載がある場合は、その項目を無効とします。

5 参加申込書の提出

(1) 提出期限

令和5年1月11日（水）の午後4時まで

(2) 提出方法及び提出先

提出方法は、持参又は郵送によるものとします。

なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和5年1月11日（水）午後4時までに到着したものに限り受け付けます。

提出先は「14 問い合わせ先」に同じです。

(3) 提出書類

4（1）で示す書類

6 説明会の開催

本プロポーザルの実施に係る説明会は行いません。

7 質問及び回答

(1) 質問受付期限

令和5年1月5日（木）の午後4時まで

(2) 質問方法

別紙質問票（様式5）に質問内容を記入し、事前に電話連絡の上、ファクシミリにより提出してください（審査の内容に関係しない軽易な質問を除き、電話又は口頭による質問は受け付けません。）。

連絡先・提出先は「14 問い合わせ先」に同じです。

(3) 回答方法

各事業者からの質問については、参加申込書の提出があった全事業者あて、令和5年1月10日（火）午後4時までにファクシミリで回答します。併せて、回答内容をホームページ上で公表します。

8 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和5年1月18日（水）の午後4時まで

(2) 提出方法及び提出先

提出方法は、持参又は郵送によるものとします。

なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和5年1月18日（水）午後4時まで
に到着したものに限り受け付けます。

提出先は「14 問い合わせ先」に同じです。

(3) 提出書類

4 (2) で示す書類

9 企画提案書の審査

(1) 最優秀提案者選定及び審査基準

提出された企画提案書について、「デジタル化による医療従事者の働き方改革推進事業委託事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）で、(2) のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを行い、各委員の評価点を合計した点数が最も高い者を最優秀提案者として選定します。なお、プレゼンテーション及びヒアリングを欠席した場合は失格とします。

審査基準は、別紙1のとおりです。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

① 日時：令和5年1月20日（金）午後1時

② 場所：奈良県庁6階 入札室

なお、時間等詳細については、後日、対象者に対して通知します。

③ プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は3名までとします。

④ プレゼンテーション及びヒアリングの時間配分は1提案者あたり20分（内訳はプレゼンテーション10分、ヒアリング10分）とします。

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、企画提案書を提出された全事業者あて、書面により通知します。

併せて、審査の結果をホームページ上で公表します。最優秀提案者以外の応募者名は表示しません。

10 委託契約の締結について

審査の結果、選定された最優秀提案者を受託者として、奈良県契約規則に基づき委託契約を締結します。

契約金額は、企画提案書に記載された所要経費の見積額がそのまま採用されるのではなく、最優秀提案者との協議により業務仕様書を確定した後に決定します。また、契約に際しては、正式の見積書を提出することになります。なお、この協議が不調に終わった場合には、原則、審査において次点となった事業者を受託者として、同様の手続を行うこととします。

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10に相当する額以上の金額を納付しなければならない。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部または一部を免除する場合がある。

11 契約の不締結

最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当する事

由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 最優秀提案者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 最優秀提案者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が (1) から (5) までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1) から (5) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6) に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

12 契約の解除

契約締結後、契約者について 11 の (1) から (7) までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、11 の (1)、(3)、(4) 及び (5) 中「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

13 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 提出されたすべての書類は返却しません。なお、本プロポーザルに係る審査以外には使用しません。
- (3) 必要に応じ、追加資料の提出を求めることがあります。
- (4) 一旦提出された書類の差し替え及び追加、削除は、原則として認めません。
- (5) 提出書類の作成、提出等に要する費用は各事業者の負担とします。
- (6) 応募者が次の事項に該当した場合は、失格とする。
 - ① 上記3に示した参加資格が備わっていないとき。
 - ② 提出書類に虚偽又は不正があったとき。

- ③ 提出のあった提案書等が様式及び記載すべき事項に適合せず、県の定めた期日までにその補正に応じないとき。
 - ④ 一以上の審査項目についての記載がなかったとき。
 - ⑤ 委託上限金額を超える見積書が提出されたとき。
 - ⑥ その他不正な行為があったとき。
- (7) 提出書類を提出後に、応募者が入札参加停止等の事由に至った場合は、以後の本件に関する手続の資格を失うものとします。
- (8) 提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに奈良県まで連絡するとともに、書面により届けてください。
- (9) 受託者は、本件業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、あらかじめ奈良県の承認を受けた場合はこの限りではありません。
- (10) 非選定通知による通知を受けた者は、その理由の説明を求めることができます。説明を希望する者は、非選定通知書の通知日の翌日から起算して5日（奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条第1項の規程による県の休日を除く。）以内に「14 問い合わせ先」に書面により請求してください。
- (11) その他定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県契約規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとします。
- (12) 新型コロナウイルス感染症対策に伴い、出社ができない等の理由により、4 提出書類に規定する参加申込書及び企画提案書に関し、それぞれ定める提出期限までに代表者印の押印ができない場合は、代表者印の押印がない書類の提出も可とする。この場合は、押印できない理由を可能な限り具体的に記した理由書を併せて提出すること。

14 問い合わせ先

奈良県 福祉医療部 医療政策局 地域医療連携課 医師・看護師確保対策室 医師対策係
〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁主棟3階
TEL : 0742-27-8644 (ダイヤルイン)
FAX : 0742-27-7811

デジタル化による医療従事者の働き方改革推進事業 委託業務事業者選定に係る審査基準

審査対象事項

評価項目	評価基準	配点 ①×②	基本 点数 ①	評価 係数 ②
1 業務目標達成のための実施体制の適格性 (30点)	① 業務を円滑かつ効果的に実施できる人材を配置し、業務を適切に実施できるよう具体的な提案がなされているか。	5点	5点	1.0
	② 業務実施体制、実施内容、担当者等の役割分担が具体的に提案され、業務を安定的に実施できるものであるか。	10点	5点	2.0
	③ 医療機関におけるデジタル技術を活用した実証実験について、院内業務への影響を最小限とする配慮がなされているか。また設備導入等にあたり新型コロナウイルス感染症に配慮しているか。	5点	5点	1.0
	④ 実際にITツールを活用する医療従事者が利用方法を理解するための機会が設けられているか。	10点	5点	2.0
2 事業計画 (実証実験の方法と目的・実験結果の活用方法)の適切性 (50点)	① 調達予定のITツールが実証実験を実施するために必要な機能を有したものであるか。	5点	5点	1.0
	② 実証実験の実施にあたり、データの取得計画が、実施目的(デジタル技術の活用による医療従事者の業務効率化を検証し、医療従事者の働き方改革を推進すること)に適い、効果的なものとなっているか。	15点	5点	3.0
	③ 実証実験の実施により得られたデータの活用計画が、医療従事者の業務効率改善に資するものになっているか。	15点	5点	3.0
	④ 実証実験の実施により得られたデータの分析計画が、②の実証実験の目的に資するものとなっているか。	15点	5点	3.0
3 個人情報保護等情報管理体制 (10点)	① 個人情報等の管理上の効果的な対策(運用上の仕組みやルール作り)について記述されているか。	5点	5点	1.0
	② 個人情報等の保護に関する従業者への効果的な研修対策(計画)について記述されているか。	5点	5点	1.0
4 経費の妥当性 (10点)	① 評価点数は、次の式により求める。 評価点数 = 10点 × (最も安価な見積額 ÷ 当該提案者が提示する見積額) ※小数点以下切り捨て	10点		
	合 計	100点		

- 採点方法は、上記項目ごとに合計100点満点で評価を実施する。
- 提案が複数ある場合は、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を、最優秀提案者として選定する。
ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある提案者は、受託事業者として特定しない。
- 提案者が1者の場合、評価基準による得点が6割以上で、かつ審査委員の合議により認められたものについては、当該提案者を受託事業者として特定することとする。
ただし、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある場合は、受託事業者として特定しない。

項目別配点

審査（評価）	配 点
極めて高い （極めて良好）	5
高 い （良好）	4
中 位 （普通）	3
やや低い （やや不十分）	2
低い （不十分）	1